

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉麻市男女共同参画推進条例(平成 22 年嘉麻市条例第 9 号。)第 49 条第 8 項の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程(平成 22 年嘉麻市告示第 131 号)に定めるもののほか、嘉麻市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第 4 条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第 5 条 審議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(嘉麻市男女共同参画審議会規則の廃止)

2 嘉麻市男女共同参画審議会規則(平成 22 年嘉麻市規則第 25 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前旧規則によってした行為は、この規則によるものとみなす。